

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

追浜A地区公園植物管理業務(一般委託)仕様書

追浜A地区公園植物管理業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|----------|--|
| 1 | 目的 | 別紙「業務仕様書」参照 |
| 2 | 履行期間 | 平成30年7月1日から平成31年3月31日まで |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市鷹取1-4-4ほか |
| 4 | 業務内容 | 別紙「業務仕様書」参照 |
| 5 | 特記事項 | この契約で示した内訳単価以外を使用する場合には、別途協議により決定する。 本業務労務単価及び一部の資材単価は平成30年3月臨時改定単価です。それ以外の資材費等は1月改定単価を採用しています。 |
| 6 | 関係法規 | なし |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 入札参加申請時点で「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用しており、履行期間を通じて当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。 |
| 8 | 契約方法 | 単価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 本件は3回払い(9月・12月・3月の末締め)で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。 |
| 10 | 業務委託成績評価 | 対象 ・ 非対象 |
| 11 | 現場代理人の配置 | 必要 ・ 不要 |
| 12 | その他事項 | 業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、平成28年4月改正の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。 なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。 その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 13 | 監督員連絡先 | 環境政策部公園管理課 担当 齊藤 浩一 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|--|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <ul style="list-style-type: none"> この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) 本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。 |
|----------------------------------|--|

内 訳 表

追浜A

(税 抜 き)

| 種 別 | 細 別 | 単 位 | 予 定 数 量 | 上 限 単 価 | 契 約 単 価 |
|----------------------|--|----------------|---------|---------|---------|
| 剪 定 | 常緑樹基本剪定 幹周30～59cm | 本 | 390 | 14,304 | |
| | 常緑樹軽剪定 幹周15～29cm | 本 | 198 | 6,032 | |
| | 刈込物手入(手刈り) 樹高1.5m未満 | m ² | 100 | 539 | |
| | 刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満 | m ² | 200 | 299 | |
| | 生垣手入(手刈り) 樹高0.75m未満 | m | 100 | 346 | |
| | 生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満 | m | 200 | 192 | |
| | 藤手入(棚部) | m ² | 50 | 2,573 | |
| 病虫害防除 | 天狗巣病枝切除 | 本 | 10 | 9,532 | |
| 施 肥 | 施肥(中低木) 0.05kg/株使用 高度化成15-15-15 | 本 | 50 | 215 | |
| | 施肥(寄植え) 0.1kg/m ² 使用 高度化成15-15-15 | m ² | 50 | 89 | |
| 伐 採 | 立木伐採(枯損木処理) 人力 幹周20～29cm | 本 | 50 | 2,705 | |
| | 立木伐採(枯損木処理) チェーンソー刈り 幹周20～29cm | 本 | 50 | 2,480 | |
| | 笹伐採 樹高2.0m以下 | m ² | 50 | 667 | |
| | 竹伐採 樹高4.0m以下 | m ² | 100 | 5,719 | |
| 除 草 | 人力除草 | m ² | 1,000 | 385 | |
| | 草取(人力) カヤ等・除根含む | m ² | 50 | 653 | |
| | 機械除草 肩掛式 | m ² | 4,500 | 137 | |
| | 機械除草 ハンドガイド式 | m ² | 1,000 | 97 | |
| 急傾斜地 樹林地用 | 枝落とし 胸高直径11～20cm 吊るし切り | 本 | 150 | 12,222 | |
| | 伐倒 胸高直径11～20cm 吊るし切り | 本 | 140 | 17,349 | |
| | 笹伐採 樹高2.0m以下 | m ² | 50 | 953 | |
| | 竹伐採 樹高4.0m以下 | m ² | 150 | 8,579 | |
| | 除伐・つる切り | m ² | 150 | 137 | |
| その他 | 灌水 一般 | m ² | 150 | 158 | |
| | 支柱撤去 木製支柱各種 | 組 | 5 | 2,068 | |
| 発生材処理 (運搬費込 み) | 焼却処分(南処理工場)2t積トラック 追浜行政センター管内16.5km | kg | 15,000 | 51 | |
| | チップ化(チップ化作業場)2t積トラック 追浜行政センター管内15.6km | kg | 11,350 | 34 | |

※ 契約単価欄は、契約者が記入する。

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※予定数量に契約単価を乗じた金額(税抜)の総額を入札金額とすること。

業 務 仕 様 書

1. 業務目的 本業務は、公園内の樹木等を常に良好な状態に維持出来るようにするため、樹木剪定・除草等の年間植物管理を施行するものである。
2. 施行場所 施行場所は、別紙「公園一覧表」の通りとする。
3. 履行期間 平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
4. 一般事項
 - (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。

特に、市民要望等の緊急に要する業務内容は原則として、監督員からの指示後、早急に作業に着手すること。
 - (2) 業務実施に当たっては、年間植物管理業務であることを理解し、事前に業務履行に偏りが無い、平準化した業務計画を施行計画書として作成・提出し、業務の適正な履行に最大限努めること。又事前に作業月ごとの工程表を提出し、監督員の承諾を得ること。
 - (3) 植物管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
 - (4) 業務作業時には、公園利用者の安全には十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に監督員に報告すること。

なお、公園内の施設にも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたす恐れのない様、十分注意して万全の策を講ずること。
 - (5) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
 - (6) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、小運搬、清掃等が含まれている。
 - (7) 樹木管理時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
 - (8) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。

5. 業務内容

| 業務内容 | |
|-----------------|-------------------------|
| 1) 樹木管理 | |
| ① 高木剪定 | 基本剪定（常緑樹手入：幹周30cm～59cm） |
| | 軽剪定（常緑樹手入：幹周15cm～29cm） |
| ② 刈込物手入 | 手刈り（樹高1.5m未満） |
| | 機械刈り（樹高1.5m未満） |
| ③ 生垣手入 | 手刈り（樹高0.75m未満） |
| | 機械刈り（樹高0.75m未満） |
| ④ フシ手入 | 棚部剪定 |
| ⑤ 病害虫防除 | 天狗巣病枝切除 |
| ⑥ 施肥 | 中低木施肥 |
| | 寄植え施肥 |
| ⑦ 立木伐採 | 人力（幹周20cm～29cm） |
| | チェーンソー（幹周20cm～29cm） |
| ⑧ 笹伐採 | 樹高2.0m以下 |
| ⑨ 竹伐採 | 樹高4.0m以下 |
| 2) 除草 | |
| ① 人力除草 | |
| ② 人力草取（カヤ等除根含む） | |
| ③ 機械除草（肩掛式） | |

| 業務内容 |
|-----------------------|
| ④機械除草（ハンドガイド式） |
| 3）急傾斜地樹林管理 |
| ①枝落とし（胸高直径11cm～20cm） |
| ②伐倒（胸高直径11cm～20cm） |
| ③笹伐採 樹高2.0m以下 |
| ④竹伐採 樹高4.0m以下 |
| ⑤除伐・つる切り |
| 4）その他 |
| ①灌水 |
| ②支柱撤去 木製支柱各種 |
| 5）発生材処理（運搬費込み） |
| ①焼却処分（南処理工場） |
| ②チップ化（チップ化作業場） |

6. 業務仕様

（1）樹木管理

- ① 剪定時期については、各樹木の適期に施行することとし、事前に監督員の承認を得ること。
- ② 高木剪定は、基本剪定と軽剪定とし、その方法は次の通りとする。
 - ア. 基本剪定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季剪定に適用する。

密生した枝や不必要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする。

なお、特に監督員より指示がない場合には、切詰め、切返し、枝おろし剪定等で大きく縮小する縮小剪定を行うこと。
 - イ. 軽剪定は、樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用する。

切詰め、枝すかし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする。

ウ. 高木剪定の基本剪定は、常緑樹の幹周（30～59cm）を基準とし、軽剪定は、常緑樹の幹周（15～29cm）を基準とする。

樹種や幹周の異なる場合は別紙「換算表」により精算すること。

エ. 太い枝を剪定した時には、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布すること。

オ. 切り取った枝葉は、公園内には放置せずに、速やかに場外へ片付けること。

③ 刈込物手入については、樹冠を縮小させる事を目的とし、刈込み鉋及び剪定機により作業を行うこと。

なお、防犯上の配慮として、寄植え植栽によって園内に死角を作らないようにするため、全体としてまとまりのある形状で見通しを良くする様な刈込み作業を行うこと。

さらに、公園施設に面している植栽の刈込み作業に当っては、鋭利な切断面が生じない様に切戻しなどの適切な作業を行うこと。

監督員の指示により、仕上げ高を決定すること。

なお、樹高1.5m未満を基準とし樹高の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。

④ 生垣手入については、帯状に列植された植栽を天端部分を揃え、一定幅に定めて、両面を刈込むこと。

監督員の指示により、仕上げ高を決定すること。

なお、樹高0.75m未満を基準とし樹高の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。

⑤ フジ手入については、12～2月の期間に実施すること。作業は、花芽を残し、枯れ枝、込みあった枝、長すぎる枝を剪定すること。

⑥ 天狗巢病枝切除は、12～2月の期間に実施すること。切除枝は焼却処分すること。

⑦ 立木伐採については、幹周20～29cmを基準とし、幹周の異なる場合には、別紙「換算表」により精算すること。

⑧ 笹・竹伐採は地際で行うものとし、切り口は危険が無いように適切な処理をすること。

⑨ 剪定枝の処分先は、チップ化作業場とする。また伐採した笹・竹は適切な長さに切断した上、処分先は横須賀市南処理工場（神明町）とする。

（2）除草

① 除草については、主に機械草刈（ハンドガイド式又は肩掛式）を適用すること。

ハンドガイド式機械除草については、施工面積が広い箇所で適用するものとし、肩掛式機械除草は急傾斜地等でハンドガイド式が用いられない箇所で適用すること。

なお、機械除草が出来ない場合には、人力草刈とする。

- ② 平地での作業は、繁茂している雑草を地際より丁寧に刈取ること。
法面での作業は、表土の崩落を防ぐため、地際より多少残して刈取ること。
なお、周辺の樹木等を傷つけない様十分注意すること。

- ③ 刈取った雑草は、その日の内に処分先の横須賀市南処理工場（神明町）まで運搬処理すること。

やむなく処理出来ない場合には、公園利用者の妨げとならない場所に一時仮置きし、その際、草が飛散しない様シート等で覆っておくこと。

- ④ 作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、発生材等ゴミが無いようにすること。

（3）急傾斜地樹林管理

- ① 枝落とし・伐倒については、都市林等の急傾斜地内で作業を行う場合に適用し、吊るし切り作業により枝・幹を安全に降下させること。

なお、胸高直径（11～20cm）を基準とし、直径の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。

- ② 伐採した枝等の処分先は、チップ化作業場とする。

- ③ 除伐・つる切りは幹周10cm未満の実生木やつる性植物などをチェーンソー、なた等を使用して除伐すること。

なお、フェンスや樹木等に巻きついていたり、枝が垂れ下がっているつる性植物も除去すること。

刈取ったつる等は、速やかに処分先の横須賀市南処理工場（神明町）まで運搬処理すること。

（4）その他

- ① 灌水については、主に夏季の乾燥時期に必要な応じて行うこと。

なお、灌水作業中は来園者の迷惑とならない様に十分注意して行うこと。

用水は受託者の負担とする。

灌水時間は、夏季の場合、日中を避け朝又は夕方とする。

- ② 支柱撤去については、支柱材が朽ちて来園者に危険となる物や支柱として役割が無くなった物を撤去すること。

支柱取外しに当たっては、樹木の根及び幹を損傷しない様に十分注意して行うこと。

（5）発生材処理（運搬費込み）

原則として、作業を行った公園から発生材処理場まで運搬し、処理を行うこと。

なお、南処理工場に搬入する場合は、必ず2名以上で行うこと。

7. 出来形管理（公園別）

（1） 業務箇所図について

業務範囲及び業務内容が明確になるように図示すること。

（2） 業務集計表について

業務内容ごとに集計をすること。

なお、高木剪定・刈込物手入・生垣手入・立木伐採・枝落とし・伐倒については、換算表に対応するように集計すること。

なお、業務量を把握するために必要な根拠資料も監督員と協議の上、提出すること。

（3） 写真管理について

状況写真（施行前・後）等の撮影頻度は、原則として下表により撮影すること。

| 業 務 単 位 | 撮 影 頻 度 |
|---------|------------|
| 本 数 | 作業量の10%+1枚 |
| 面積・延長 | 作業量の0.2% |

（4） 発生材処理量について

南処理工場及びチップ化作業場での処理量は、計量による値を用いること。なお、搬入に用いるチップ化作業場において、計量を行わない処分方法の場合は、事前に監督員と協議のうえ、処理量を定めること。

8. その他

（1） 環境配慮推進の取組みについて

本市では、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむ横須賀の実現を目指し、横須賀市環境マネジメントシステムを構築し、全ての事務・事業における環境配慮の推進に取り組んでおりますので、貴社におかれましても、このシステムの趣旨をご理解のうえ、環境保全活動への、ご協力をお願いいたします。

（2） 環境保全活動に係る提出資料について

受託者は、廃棄物処理（剪定枝、草）について、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出すること。

① 横須賀市南処理工場（神明町）の計量票を提出すること。

② チップ化を証明出来る書類を提出すること。

（3） 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の瑕疵事項については、受託者の負担により処理すること。

（4） 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

換算表

1.高木剪定

①基本剪定

常緑樹手入の幹周30cm～59cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 幹周 | 換算値 | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| | 常緑樹 | 落葉樹 | 針葉樹 |
| 30cm未満 | 0.7本 | 0.2本 | 0.7本 |
| 30～59cm | 基準値 | 0.5本 | 1.1本 |
| 60～89cm | 1.6本 | 1.0本 | 2.2本 |
| 90～119cm | 2.6本 | 2.6本 | 4.7本 |
| 120～149cm | 4.9本 | 4.9本 | 10.0本 |
| 150～179cm | 8.3本 | 8.3本 | 15.0本 |
| 180～209cm | 11.9本 | 12.3本 | 20.0本 |
| 210～239cm | 16.0本 | 16.6本 | 25.2本 |
| 240～269cm | 20.3本 | 21.6本 | 30.3本 |
| 270～300cm | 25.0本 | 26.7本 | 35.3本 |

②軽剪定

常緑樹手入の幹周15cm～29cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 幹周 | 換算値 | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| | 常緑樹 | 落葉樹 | 針葉樹 |
| 15cm未満 | 0.4本 | 0.1本 | 0.2本 |
| 15～29cm | 基準値 | 0.3本 | 0.9本 |
| 30～59cm | 1.5本 | 0.7本 | 1.7本 |
| 60～89cm | 2.4本 | 1.6本 | 3.2本 |
| 90～119cm | 4.1本 | 4.0本 | 8.9本 |
| 120～149cm | 7.4本 | 7.4本 | 16.4本 |
| 150～180cm | 12.3本 | 12.4本 | 24.7本 |

2.刈込物手入

①手刈り

樹高1.5m未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 樹高 | 換算値 |
|------------|-------------------|
| 1.5m未満 | 基準値 |
| 1.5～2.5m未満 | 2.1m ² |
| 2.5m～ | 3.0m ² |

②機械刈り

樹高1.5m未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 樹高 | 換算値 |
|------------|-------------------|
| 1.5m未満 | 基準値 |
| 1.5～2.5m未満 | 2.5m ² |
| 2.5m～ | 3.6m ² |

3.生垣手入

①手刈り

樹高0.75m未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 樹高 | 換算値 |
|-------------|------|
| 0.75m未満 | 基準値 |
| 0.75～1.5m未満 | 2.0m |
| 1.5m～ | 6.7m |

②機械刈り

樹高0.75m未満を基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 樹高 | 換算値 |
|-------------|------|
| 0.75m未満 | 基準値 |
| 0.75～1.5m未満 | 2.0m |
| 1.5m～ | 8.2m |

4.立木伐採

①人力刈り

幹周20cm～29cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 幹周 | 換算値 |
|-----------|--------|
| 20cm未満 | 0.6本 |
| 20～29cm | 基準値 |
| 30～59cm | 3.9本 |
| 60～89cm | 10.0本 |
| 90～119cm | 20.2本 |
| 120～149cm | 30.4本 |
| 150～199cm | 49.8本 |
| 200～250cm | 122.1本 |

②チェーンソー刈り

幹周20cm～29cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 幹周 | 換算値 |
|----------|-------|
| 20cm未満 | 0.6本 |
| 20～29cm | 基準値 |
| 30～59cm | 3.8本 |
| 60～89cm | 9.4本 |
| 90～119cm | 18.0本 |

5.急傾斜地樹林管理

①枝落とし

胸高直径11cm～20cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 直径 | 換算値 |
|----------|-------|
| 11cm未満 | 0.6本 |
| 11～20cm | 基準値 |
| 21～30cm | 1.5本 |
| 31～40cm | 2.5本 |
| 41～50cm | 4.5本 |
| 51～60cm | 6.7本 |
| 61～70cm | 10.1本 |
| 71～80cm | 15.2本 |
| 81～90cm | 22.8本 |
| 91～100cm | 34.2本 |

②伐倒

胸高直径11cm～20cmを基準値とし、下表の換算表により 精算する。

| 直径 | 換算値 |
|----------|-------|
| 11cm未満 | 0.6本 |
| 11～20cm | 基準値 |
| 21～30cm | 1.4本 |
| 31～40cm | 2.4本 |
| 41～50cm | 4.4本 |
| 51～60cm | 6.6本 |
| 61～70cm | 10.0本 |
| 71～80cm | 15.0本 |
| 81～90cm | 22.5本 |
| 91～100cm | 33.8本 |

公園一覧表

| No. | 公園名 | 所在地 | 管理面積 (㎡) | 備考 |
|-----|--------------|--------------|-------------|----|
| 1 | 鷹取公園 | 鷹取1-4-4 | 12,955 | |
| 2 | 鷹取1丁目都市林 | 鷹取1-31 | 825 | |
| 3 | 鷹取2丁目都市林 | 鷹取2-116 | 3,950 | |
| 4 | 追浜本町1丁目公園 | 追浜本町1-90-39 | 986 | |
| 5 | 追浜本町1丁目第2公園 | 追浜本町1-90-63 | 196 | |
| 6 | 追浜本町公園 | 追浜本町2-29-10 | 2,411 | |
| 7 | 追浜本町第2公園 | 追浜本町2-1-106 | 824 | |
| 8 | 夏島公園 | 夏島町2-13 | 409 | |
| 9 | 日向公園 | 浦郷町1-67 | 3,911 | |
| 10 | 浦郷公園 | 浦郷町2-71 | 6,419 | |
| 11 | 浦郷3丁目公園 | 浦郷町3-25-23 | 4,222 | |
| 12 | 貝山緑地 | 浦郷町5-2931-63 | 45,274 | |
| 13 | 追浜東町自然の広場 | 追浜東町1-19-2 | 876 | |
| 14 | 追浜東町1丁目公園 | 追浜東町1-28-26 | 1,926 | |
| 15 | 追浜東町1丁目第2公園 | 追浜東町1-51-2 | 886 | |
| 16 | 追浜東町1丁目第3公園 | 追浜東町1-28-54 | 263 | |
| 17 | 追浜東町1丁目第4公園 | 追浜東町1-28-64 | 462 | |
| 18 | 追浜東町1丁目第5公園 | 追浜東町1-28-85 | 7,091 | |
| 19 | 追浜東町2丁目公園 | 追浜東町2-3-24 | 2,263 | |
| 20 | 追浜町1丁目公園 | 追浜町1-40-15 | 579 | |
| 21 | 北郷公園 | 追浜町1-60-1 | 2,268 | |
| 22 | 平和公園 | 追浜町2-41-8 | 708 | |
| 23 | 追浜南町2丁目都市林 | 追浜南町2-10 | 2,248 | |
| 24 | 追浜南町2丁目第2都市林 | 追浜南町2-26 | 11,493 | |
| 25 | 追浜南町2丁目第3都市林 | 追浜南町2-32 | 4,631 | |
| 26 | 追浜南町3丁目都市林 | 追浜南町3-16 | 7,637 | |
| 27 | 追浜南町3丁目第2都市林 | 追浜南町3-34 | 15,355 | |

※上記以外の公園の作業を指示する場合がある。